

別表十九

「法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書」

1 この表の用途

この表は、普通法人が法人税及び地方法人税について中間申告（法第71条第1項（中間申告）の規定による申告書の提出をいいます。以下この明細書において同じです。）又は中間申告に係る修正申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「税務署処理欄」			記載しないでください。
法人 税 額 の 法 人 税 額 の 計 算	「修正・更正・決定の年月日」	法第71条第1項に規定する6月経過日の前日までに最後に法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
	「法人税額」	前期の別表一「13」の金額を記載します。 ② 前期が連結事業年度に該当する場合には、前期の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」（以下この明細書において「個別帰属額の届出書」といいます。）の「12」の金額を記載します。	
	「同上的うち土地譲渡税額等及び税額控除超過額相当額等の加算額」	前期に措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、前期の別表一「10」の外書の金額を加えた金額を記載します。 ② 前期が連結事業年度に該当する場合には、上記に準じて前期の個別帰属額の届出書の該当欄の金額を記載します。	
	「差引法人税額」	前期が連結事業年度に該当する場合にはその前期のその普通法人に係る調整後連結法人税個別帰属支払額（令和2年旧法第71条第1項第1号（中間申告）に規定する掲げる金額に係るものをいいます。）を記載します。	
「月数換算」		「同上の税額× $\frac{\text{前事業年度の月数}}{\text{前事業年度の月数}}$ 」の分子の空欄には、当期首から法第71条第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「修正・更正・決定の年月日」	地方法第16条第1項（中間申告）に規定する6月経過日の前日までに最後に地方法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
	「地方法人税額」	前期の別表一「39」の金額を記載します。 （注）前期が連結事業年度に該当する場合には、前期の個別帰属額の届出書の「37」の金額を記載します。	
	「同上のうち税額控除超過額相当額の加算額等」	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のうち2以上の場合に該当する場合には、その2以上の場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額）を記載します。 (1) 前期に地方法第12条第8項（外国税額の控除）の規定の適用がある場合 前期の別表六(二)付表六「14の計」の金額 (2) 前期の基準法人税額に措置法第42条の4第8項第6号ロ又は第7号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の規定により加算された金額がある場合 前課税事業年度の別表六(八)付表「31」及び「36」、別表六(九)付表「30」及び「35」並びに別表六(十二)付表「19」及び「24」の金額の10.3%に相当する金額 (3) 前期の基準法人税額に措置法第42条の14第4項の規定により加算された金額がある場合 その加算された金額の10.3%に相当する金額 (4) 前期の基準法人税額に措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）若しくは第63条第1項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）、令和3年改正前の措置法第42条の12の3第5項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第42条の6第5項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第42条の9第4項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第42条の12の4第5項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）若しくは平成30年改正前の措置法第42条の5第5項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定又は地方令附則第2条第2項第1号（旧規定の適用がある場合における地方法人税の個別帰属額の計算等の特例）に掲げる規定により加算された金額がある場合に該当する場合には、その加算された金額の10.3%に相当する金額を記載します。	

欄		記載要領	注意事項
地方 法人 税額 の 計 算	「前課税事業年度の地方法人税額の各欄」	<p>(注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、上記に準じてその加算された金額の 10.3% に相当する金額を記載します。</p> <p>(5) 前期の基準法人税額に令和 3 年改正前の措置法第 68 条の 15 の 4 第 5 項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、令和 2 年改正法第 16 条の規定による改正前の措置法第 68 条の 11 第 5 項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第 68 条の 13 第 4 項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第 68 条の 15 の 5 第 5 項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第 68 条の 67 第 1 項（連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）、第 68 条の 68 第 1 項若しくは第 9 項（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）若しくは第 68 条の 69 第 1 項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）若しくは平成 30 年改正前の措置法第 68 条の 10 第 5 項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定又は地方令附則第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる規定により加算された金額がある場合 その加算された金額の 10.3% に相当する金額</p>	
	「差引地方法人税額」	<p>前期が令和 2 年改正前の地方法第 16 条第 1 項第 1 号イ（中間申告）に規定する最終の連結事業年度に該当する場合には、その前期のその普通法人に係る調整後連結地方法人税個別帰属支払額（同号イに規定する地方法人税額に係るものをいいます。）を記載します。</p>	
	「月数換算」	<p>「同上の税額 × $\frac{\text{前課税事業年度の月数}}{\text{前課税事業年度の月数}}$」の分子の空欄には、当期首から地方法第 16 条第 1 項に規定する 6 月経過日の前日までの期間の月数を記載します。</p>	

3 根拠条文

法 71、規則 31、地方法 16、地方規則 2